

# 2013 年度関東学生英語会連盟 第 1 回臨時総会

2013 年 1 月 16 日

## 目次

P3, 2013 年度関東学生英語会連盟活動方針

P6, 2013 年度関東学生英語会連盟規約

P11, 2013 年関東学生英語会連盟スケジュール

P13, 2013 年度関東学生英語会連盟加盟団体一覧

# 2013 年度関東学生英語会連盟活動方針

## 1. 理念

関東学生英語会連盟（以下 K. U. E. L. ）は 1971 年の創立以来、「関東地区の英語会（以下 E. S. S. ）の最大利益を追求し、ひいては全国の E. S. S. の発展に貢献する」という理念を掲げ、加盟団体間で切磋琢磨するという環境を通して得られるその最大利益を追求し、関東の E. S. S. 活動の発展に寄与すべく様々な活動を行ってきました。

## 2. 活動方針（2013 年度スローガン：“indispensability”）

“indispensability”、この単語には“必須であること”という意味があります。ここには私達、K. U. E. L. という組織が E. S. S. 界に所属する全ての部員にとって、有益で質の高い機会を提供して行くことでこれまで以上に必要不可欠な存在になって行く事を目指して行きたいという思いを込めました。42 年目の K. U. E. L. として活動して行く中で、もう一度 K. U. E. L. の存在意義を考え、創設時の原点に立ち返り、E. S. S. 界を牽引し、必須の存在になると言う目的の為に、質の高い 3 つの“場所”を提供する組織であるべきであると考えています。

一つ目は、“人と人がつながる”場所を作る事。多くの人が集まるこの場所で無ければ、会う事が出来ない不可欠な場を提供していく事。

二つ目は、“目標”となる場所である事。多くの大会という場所を提供し、その場所が E. S. S. に所属する人の憧れ、代え難い目標となっていく場を提供していく事。

三つ目は、“学べる”場所である事。試行錯誤を続けて行く中で得たものを、後世が学べる場所を提供していく事。

上記の事を取り行う事で、E. S. S. 界全体の活性化に繋がると考えます。

## 3. 連盟費

連盟費は 2012 年度と同額の全団体一律、年間 28000 円とする。

## 4. 2013 年度 K. U. E. L. の役割

### A. 英語活動の場の提供

- 大会・セミナーの開催。

### B. 教育の場の提供

- 組織運営・大会運営を通じた、運営能力向上・人間的成長の場の提供。
- 各活動の教育制度の充実化。

### C. 交流・情報共有の場の提供

- 代表者会議・連盟委員会など、直接的な交流の場の提供。
- 紙面・メディアなどの情報媒体を通じた情報活動の充実化。

## 5. 活動

### A. 英語活動

- 1) Academic Debate
  - 春の二人制 Debate Tournament
  - The 40th All Japan Debate Tournament
- 2) Parliamentary Debate
  - K. U. E. L. -J. P. D. U. 合同ワークショップ
- 3) Drama
  - 各団体の公演の広報活動
  - 夏の大セミナー
  - ワークショップ
- 4) Policy Determining Discussion
  - 春の大セミナー
  - The 37th All Japan Students' Assembly
  - 夏の大セミナー
- 5) Speech
  - 春の大セミナー
  - The 27th East Japan Intercollegiate English Oratorical Contest
  - The 33st All Japan Intercollegiate English Oratorical Contest for the J. U. E. L. Cup
  - 夏の大セミナー
  - The 12th All Japan Intercollegiate Freshmen English Oratorical Contest for the Golden Cup
- 6) Value Discussion
  - Freshman Meeting
  - LOVE2013
  - K. U. E. L. 新規企画
- 7) Guide
  - Guide の広報活動

### B. 教育活動

- 1) 連盟委員会  
K. U. E. L. 主催大会の運営等を通して、次代の E. S. S. を担う人材を育成する。
- 2) インストラクター制度  
依頼のあった団体に対して、各活動の教育者を派遣する。
- 3) 各活動セミナー  
各活動について、教育を目的としたセミナーを開催する。

### C. 交流活動・情報活動

- 1) 代表者会議・連盟委員会  
加盟団体の代表者または連盟委員が集い、各団体の活性化を目指して交流・意見交換を行う場。  
また、K. U. E. L. 活動の充実化のための意見吸収の場。
- 2) Leaders' Camp・K. U. E. L. ers' Camp  
加盟団体の代表者または連盟委員が集い、互いの意見や他団体の情報を交換・共有することに

よって親睦を深める場。

3) ホームページの充実化

- 議事録、運営資料、機関紙の公開による情報提供
- 大会情報データベースの作成
- K. U. E. L. 活動記録ブログの作成
- Twitter、Facebook 等の SNS における情報発信

4) 機関紙の作成

- K. U. E. L. Press 電子化

K. U. E. L. および加盟団体の活動状況などを定期的に機関紙として発行し、大学間の交流と情報交換を促進する。

- K. U. E. L. ers' Press

連盟委員の交流を促進する。

## 6. 組織

1) 総会

本連盟における活動・組織の企画・運営における最高決定機関

2) 連盟執行委員会

本連盟における活動・組織の企画・運営の全責任を負う機関

3) 連盟委員会

本連盟における活動の運営の補佐を行う組織

4) 代表者会議

本連盟に関する意見吸収を行う組織

5) 実行委員会

教育活動もしくは各大会の運営を行う組織

2013 年度関東学生英語会連盟

# 2013 年度関東学生英語会連盟規約

## 第1章 目的及び原則

- 第1条 本連盟は、関東学生英語会連盟（Kanto Universities' E.S.S. League）と称する。
- 第2条 本連盟は、加盟団体の最大共通利益の追求を目的とし、活動及び加盟団体相互の親睦の場を提供する。
- 第3条 本連盟は、加盟団体の構成員全員を会員とする。加盟条件・権利及び義務に関しては第2章に定める。
- 第4条 本連盟の企画には、会員の意志が反映されるものとする。

## 第2章 加盟団体

- 第5条 本連盟の加盟団体は、正式加盟及び準加盟団体の2つより成り、その権利・義務は第7条・第8条の定めるところとする。
- 第6条 本連盟の加盟条件は次の通りとする。
1. 関東地区における文部省の定める大学・短期大学に属する学生団体
  2. 構成員の英語によるコミュニケーション能力の向上を主な目的とし、その構成員の意志により企画・運営される団体
  3. 本連盟の目的に賛同する団体
  4. 本規約第7条の義務を履行できる団体
  5. 加盟時の1回生が引退するまでの年数、最低限継続加盟することが可能な団体
- 第7条 本連盟の加盟団体は、次の義務を負う。
1. 規約及び議決に服する義務
  2. 連盟費を定期に納入する義務
  3. 総会に代表者を派遣する義務
  4. 連盟委員を派遣する義務
  5. 代表者会議に代表者を派遣する義務
- 第8条 本連盟の加盟団体は、次の権利を平等に有する。
1. 議決権（但し、準加盟団体は議決権を有しない。）
  2. 発言権
  3. 活動への参加権
- 第9条 本連盟の加盟団体は次の場合、連盟執行委員会により罰則を課せられる。連盟執行委員会は処分の後、その旨を加盟団体に伝達する義務を負う。なお、罰則の内容は本規約細則によるものとする。
1. 本規約に違反した場合
  2. 本連盟の名誉を著しく傷つけた場合
  3. 本連盟の目的に反する行動をとった場合
- なお、当該団体から異議申し立てがある場合、連盟執行委員会は速やかに総会を招集し、異議が認められた場合、その団体は罰則を免れる。また、復権に関しては、連盟執行委員会の判断により総会の承認を得た後行なわれる

## 第3章 組織

第10条 第1章の目的を達成するために、本連盟は次の組織を置く。

1. 総会
2. 連盟執行委員会
3. 連盟委員会
4. 代表者会議
5. 実行委員会

なお、特に規定のない場合、以上の組織による議決方法は本規約細則による

### 第1節 総会

第11条 総会は本連盟の最高議決機関とし、各加盟団体の最高責任者たる代表者により構成される。

第12条 総会は定例総会及び臨時総会より成る。

第13条 総会の主な議事内容は次の通りとする。

1. 年間活動計画の承認及び活動報告
2. 年間予算の承認及び決算報告
3. その他、加盟団体の3分の1以上の要求があった事項及び連盟執行委員会が必要と認める事項の承認

第14条 定例総会は年2回連盟委員長により招集され、連盟委員長はその日時・場所及び議事内容を総会の14日前までに各加盟団体に連絡しなければならない。

第15条 臨時総会は次の場合、連盟委員長が召集しなければならない。

1. 連盟執行委員会が必要と認めた場合
2. 加盟団体の3分の1以上の要求があった場合但し、この時連盟委員長はその日時、場所及び議事内容を臨時総会の7日前までに各加盟団体に連絡しなければならない

第16条 総会の運営は次の通りとする。

1. 議長・書記は連盟委員長がこれを指名し、総会の承認により決定する
2. 議長は総会の運営の一切の責任を負うと同時に、議事進行に関する決定権を持つ
3. 書記は総会における議事を記録する義務を負う

### 第2節 連盟執行委員会

第17条 連盟執行委員会は本連盟における最高執行機関であり、以下の委員により構成される。

1. 連盟委員長（1名）
2. 副連盟委員長（1名）
3. 総務（若干名）
4. 渉外（若干名）
5. 財務（1名）
6. 広報（1名）

第18条 連盟執行委員会は連盟委員長がこれを招集し、構成員の2分の1以上の出席により成立する。

第19条 連盟執行委員の任期は原則として1月1日よりその年の12月31日までとする。

- 第20条 連盟執行委員の任務は次の通りとする。
1. 年間活動計画原案及び活動報告の作成
  2. 年間予算及び決算報告の作成
  3. 本連盟の運営に必要な細目の決定及びその執行

- 第21条 各連盟執行委員は、次の任務を遂行する。
1. 連盟委員長は本連盟を代表し、本連盟活動の最高責任者とする
  2. 副連盟委員長は連盟委員長を補佐し、緊急時には連盟委員長を代行する
  3. 総務は本連盟の活動に必要な実務を遂行する
  4. 渉外は本連盟の対外実務を遂行する
  5. 財務は本連盟の財産を管理し、経理実務を遂行する
  6. 広報は本連盟の情報活動を管理する

第22条 連盟執行委員会は緊急の決定が不可避な場合、臨時の決定により行動することができる。但し、事後速やかに総会の承認を得なければならない。

第23条 連盟執行委員会に欠員が生じたときには補欠委員を選出することができる。補欠委員の選出は総会において行われ、任期は他の連盟執行委員と同一とする。

### 第3節 連盟委員会

第24条 連盟委員会は各加盟団体から1名以上選出された連盟委員により構成される。

第25条 連盟委員は、本連盟の運営に必要な細目の執行をその主な任務とする。

- 第26条 連盟委員会の議事内容は次の通りとする。
1. 本連盟の活動に関する情報の伝達
  2. 加盟団体相互の親睦及び情報交換
  3. その他連盟執行委員が必要と認めた事項の遂行

### 第4節 代表者会議

第27条 代表者会議は、各加盟団体の最高責任者たる代表者により構成される。

- 第28条 代表者会議の議事内容は次の通りとする。
1. 本連盟の活動に関する情報の伝達
  2. 加盟団体相互の親睦及び情報交換
  3. その他連盟執行委員が必要と認めた事項の遂行

### 第5節 実行委員会

第29条 実行委員会は、加盟団体の原則として4年生の中から連盟執行委員会の任命を受けた者により構成される。

第30条 実行委員会は本連盟の活動方針により設置される。その設置については連盟執行委員会がこれを定める。

第31条 実行委員会は連盟執行委員会の委託により、当該活動の運営を行う。



## 第4章 加盟及び脱退

第32条 本連盟に加盟を希望する団体は、連盟執行委員会に対して加盟申請書を提出し、総会の承認をもって加盟団体となる。準加盟団体は6ヶ月の準加盟期間を経た後、連盟執行委員会に対して正式な加盟申請書を提出でき、総会の承認をもって正式加盟団体となる。

第33条 加盟団体は加盟時に加盟金を納入しなければならない。その詳細については連盟執行委員会が決定する。

第34条 以下の場合、加盟団体は脱退が認められる。

1. 連盟執行委員会に脱退申請書を提出し、総会の承認を得た場合
2. その団体が廃部などの理由で活動を停止した場合

## 第5章 解散

第35条 本連盟は、総会において全加盟団体一致で解散が決議された場合に解散する。

第36条 第35条の場合、解散時の連盟執行委員会はその事後処理に当たらなければならない。

## 第6章 規約改正

第37条 本連盟の改正は、以下の手順を持って行う。

1. 規約改正の発議は、連盟執行委員会が必要と認めた場合、若しくは加盟団体の3分の1以上の請求があった場合、成立する
2. 連盟委員長は、発議後10日以内に規約改正審議会を発議する。審議会委員は連盟委員長がこれを指名する
3. 規約改正審議会は審議の結果を速やかに総会に提出する
4. 改正案は総会において出席団体の3分の2以上の賛成をもって決定される

## 第7章 附則

旧改正	1970年12月22日	発行
改正規約	1978年12月26日	発行
改正規約	1983年 9月 1日	発行
改正規約	1988年 3月15日	発行
改正規約	1990年 1月27日	発行
改正規約	1996年 3月24日	発行
改正規約	1997年12月25日	発行
改正規約	1999年 3月31日	発行
改正規約	2001年12月26日	発行
改正規約	2003年12月26日	発行
改正規約	2007年 1月 5日	発行
改正規約	2007年 5月24日	発行

## 罰則に関する細則

罰則に関する規定は以下の通りとする。

1. 規約及び議決に服する義務に反した場合  
連盟執行委員会が重大と判断した場合、臨時総会を開き、出席団体の過半数の賛成をもって、除名とする。但し、この際、当該団体は議決権を有しない。
2. 連盟費を定期的に納入する義務に反した場合
  - ① 連盟費が定期までに支払われなかった場合、当該団体に追徴金が課される。
  - ② 連盟費が年度末までに支払われなかった場合、当該団体を除名とする。
3. 総会に代表者を派遣する義務に反した場合  
代表者を総会に派遣しなかった団体は、その時点で準加盟団体とする。但し、委任状の提出があった場合はこの罰則を免れる。
4. 連盟委員を派遣する義務に反した場合  
連盟執行委員会が重大と判断した場合、臨時総会を開き、出席団体の過半数の賛成をもって、準加盟団体とする。但し、この際、当該団体は議決権を有しない。
5. 代表者会議に代表者を派遣する義務に反した場合  
連盟執行委員会が重大と判断した場合、臨時総会を開き、出席団体の過半数の賛成をもって、準加盟団体とする。但し、この際、当該団体は議決権を有しない。  
なお、代表者会議出席義務を怠る団体に関しては以下のように罰則を定める。
  - ①無断欠席の場合  
一度目は嚴重注意を与える。それでも改善が見られない場合、それ以降の無断欠席に対しては罰金が課される。罰金は一度の無断欠席につき 1000 円を次年度連盟加盟費に加算する。
  - ②委任状・欠席届提出頻度が著しく高い場合  
委任状・欠席届の提出頻度が全代表者会議の 5 割を超えている場合、罰金が課される。罰金は 5000 円を次年度連盟加盟費に加算する。代表者が参加できない場合、代理を立てていればこの罰則は免れる。
  - ③無断遅刻が著しく目立つ場合  
一度目は嚴重注意を与える。それでも改善が見られない場合、それ以降の無断遅刻に対しては罰金が課される。罰金は無断遅刻三回につき 1000 円を次年度連盟加盟費に加算する
6. 本連盟の名誉を著しく傷つけた場合  
連盟執行委員会が重大と判断した場合、臨時総会を開き、出席団体の過半数の賛成をもって、除名とする。但し、この際、当該団体は議決権を有しない。
7. 本連盟の目的に反する行動をとった場合  
連盟執行委員会が重大と判断した場合、臨時総会を開き、出席団体の過半数の賛成をもって、除名とする。但し、この際、当該団体は議決権を有しない。
8. その他、連盟執行委員会が必要また重要と判断した場合、臨時総会を開き、出席団体の過半数の賛成をもって、連盟執行委員会の定める懲戒を当該団体に与えることができる。

2013 年度関東学生英語会連盟

1. 総会

	日程	会場
第1回定例総会	2月1日	代々木オリンピックセンター
第2回定例総会	12月20日	代々木オリンピックセンター
第1回臨時総会	1月16日	代々木オリンピックセンター
第2回臨時総会	12月26日	代々木オリンピックセンター

2. 代表者会議

	日程	会場
第1回代表者会議	2月15日	代々木オリンピックセンター
第2回代表者会議	3月2,3日	代々木オリンピックセンター
第3回代表者会議	3月26日	代々木オリンピックセンター
第4回代表者会議	5月16日	代々木オリンピックセンター
第5回代表者会議	6月19日	代々木オリンピックセンター
第6回代表者会議	8月8・9日	代々木オリンピックセンター
第7回代表者会議	9月2日	代々木オリンピックセンター
第8回代表者会議	10月21日	代々木オリンピックセンター
第9回代表者会議	11月18日	代々木オリンピックセンター

3. 連盟委員会

	日程	会場
第1回連盟委員会	1月30日	代々木オリンピックセンター
第2回連盟委員会	2月12日	代々木オリンピックセンター
第3回連盟委員会	2月28日	代々木オリンピックセンター
第4回連盟委員会	3月11日	代々木オリンピックセンター
第5回連盟委員会	3月29日	代々木オリンピックセンター
第6回連盟委員会	4月3日	代々木オリンピックセンター
第7回連盟委員会	4月15日	代々木オリンピックセンター
第8回連盟委員会	5月2日	代々木オリンピックセンター
第9回連盟委員会	5月10日	代々木オリンピックセンター
第10回連盟委員会	5月21日	代々木オリンピックセンター
第11回連盟委員会	6月10日	代々木オリンピックセンター
第12回連盟委員会	6月28日	代々木オリンピックセンター
第13回連盟委員会	7月10日	代々木オリンピックセンター
第14回連盟委員会	8月5,6日	代々木オリンピックセンター
第15回連盟委員会	9月26日	代々木オリンピックセンター
第16回連盟委員会	10月1日	代々木オリンピックセンター
第17回連盟委員会	10月25日	代々木オリンピックセンター
第18回連盟委員会	11月13日	代々木オリンピックセンター
第19回連盟委員会	11月21日	代々木オリンピックセンター
第20回連盟委員会	12月9日	代々木オリンピックセンター

## 2. 大会・セミナー活動

大会・セミナー名	日程	会場	Section
春の大セミナー	3月21日～23日	未定	P. D. D. Speech
春の2人制 Debate Tournament	3月31日・4月7日	未定	Academic Debate
Freshman Meeting	5月5日	未定	Value Discussion
K. U. E. L. -J. P. D. U. 合同ワークショップ	5月12日	未定	Parliamentary Debate
The 27th East Japan Intercollegiate English Oratorical Contest	5月19日	未定	Speech
The 37th All Japan Student's Assembly	6月2日・8日	未定	P. D. D.
The 33rd All Japan Intercollegiate English Oratorical Contest for the J. U. E. L. Cup	7月14日	未定	Speech
夏の大セミナー	8月22日～24日	未定	P. D. D. Speech Drama
LOVE2013	10月5日	未定	Value Discussion
The 41st All Japan Debate Tournament	11月2・3・9・10日	未定	Academic Debate
K. U. E. L. 新規企画	11月16日	未定	Value
The 12nd All Japan Intercollegiate Freshman English Oratorical Contest for the Golden Cup	12月1日	未定	Speech

## 5. その他の活動

名刺交換会	12月27日	代々木オリンピックセンター
-------	--------	---------------

- ※ オリンピックセンターの部屋予約の関係上、上記の日程は一部変更になる可能性がございます。ご了承ください。変更後の日程に関しては、部屋の予約が完了次第速やかにご連絡致します。また、大会・セミナーの会場につきましても、決定次第速やかにご連絡致します。

2013年度関東学生英語会連盟